

議案第250号

学校事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、学校事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

学校事故による損害賠償額の決定について

学校事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市中央区鳥飼二丁目4番16号 社会福祉法人 福岡障害者支援センター	123,640円

2 事件の概要

令和6年7月2日午後4時35分頃、市立春吉中学校のプールサイドに設置されていたテントが固定されていなかったため、当該テントが強風により飛ばされ、同校に隣接する道路を走行中の相手方社会福祉法人福岡障害者支援センターが賃借する小型乗用自動車に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。